平成３１年４月２２日

「新宿区立西早稲田中学校いじめ防止のための基本方針」

1　基本理念

○いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの防止に取り組む。

○いじめは一部の生徒だけでなく、どの生徒も被害者にも加害者にもなりえるとの認識に立ち、いじめの早期発見に努める。

○生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた生徒に寄り添うとともに、 家庭・学校・地域や関係機関等との連携により、これを解決する。

2　組織

本校では、いじめ防止のための取り組み、関係機関等との連絡調整をいじめ防止対策委員会を中心に行う。また、いじめや、いじめの疑いが発見された場合、ただちにいじめ防止対策委員会（校長、副校長、各学年主任、生活指導主任、養護教諭、ＳＣ）を開き、迅速に対処する。

3　未然防止のための取り組み

①人権教育、道徳教育、体験活動などの充実

生徒が人権尊重の理念を理解し、あらゆる偏見や差別の解消を目指せるように人権教育、道徳教育に取り組む。また、豊かな情操と道徳心を培い、円滑な人間関係を構築する能力の素地を養うため、体験活動に取り組む。

②生徒による主体的な取り組みの充実

いじめの防止には生徒自らの行動変容が必要なため、生徒会活動等の充実を図り、生徒がいじめ防止のために主体的に取り組めるようにする。

③保護者・地域との連携

いじめの防止を効果的に進めるため、家庭・地域・関係機関等と連携する。

（道徳授業地区公開講座やセーフティ教室の実施、いじめ防止対策関連資料の活用など）

④情報モラル教育

日々発展する情報技術に学校が対応していくため、情報モラル教育に取り組む。（１年生は７月に情報モラル教室）

4　早期発見のための取り組み

①ふれあい月間

６月・１１月・２月の年３回を「ふれあい月間」と位置付け、生徒同士の友人関係を見直す機会として、いじめや不登校の問題行動等の早期発見・早期対応、未然防止、課題の改善等につながる取り組みを行う。

《内容》　ふれあい月間の趣旨等の周知、相談機関の紹介、いじめ防止等に向けた校長講話、
アンケート等による調査及び分析、当該生徒への詳細な聞き取り、対応等

②教育相談体制の充実

・スクールカウンセラーによるカウンセリング。（１年生は入学後に行われる全員面接を含む。）

・相談希望アンケートの実施（各学期１回）

5　早期対応のための取り組み

①保護者との連携、教育委員会・関係諸機関との連携を図る。（警察との連携も含む）

②出席停止等の措置や就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応の検討。

③いじめ防止等のための方針の確認を学期ごとに行うなど、教員の研修の充実を図る。

6　重大事態への対応

①教育委員会との連携を密にし、調査を迅速に行う。

②いじめを受けた生徒やその保護者、その他の生徒への心のケアを教育委員会と連携して行う。

7学校評価

①学校評価を活用し、学校のいじめ防止等の取り組みの評価と改善に努める。

②ＰＴＡと連携を図る。

《いじめ防止のための取り組み実施計画》

月	取り組み内容
４月	相談希望アンケートの実施・ＳＣによる１年生全員面接・教員のいじめ防止等のための方針の確認・教育面談
５月	相談希望アンケートの実施・ＳＣによる１年生全員面接
６月	相談希望アンケートの実施・ふれあい月間・ＳＣによる１年生全員面接
７月	相談希望アンケートの実施・情報モラルについて・ＳＣによる１年生全員アンケート・教育面談
８月	相談希望アンケートの実施・教員のいじめ防止等のための方針の確認
９月	相談希望アンケートの実施・生徒会による「あいさつスペシャル運動」の実施・セーフティ教室
10月	相談希望アンケートの実施・道徳授業地区公開講座
11月	相談希望アンケートの実施・ふれあい月間
12月	相談希望アンケートの実施・教育面談
１月	相談希望アンケートの実施・生徒会による「西早稲田week」の実施・教員のいじめ防止等のための方針の確認
２月	相談希望アンケートの実施・ふれあい月間
３月	相談希望アンケートの実施